

『Nボックス 三訂 給食の運営』第1刷 正誤表

第1刷の記述に誤りがあったため、以下の通り訂正します。

p. 19 「表2-7 給与栄養目標量の算出」赤字の通り訂正します。

年齢(歳)	性別	身体活動レベル	推定エネルギー必要量(kcal/日)	人数(人)	階級別合計(kcal/日)
30~49	女	低い	1,750	20	35,000
		ふつう	2,050	160	328,000
		高い	2,350	0	0
合計				180	363,000
給与エネルギー目標量				計算値	2,017
				確定値	2,000

給与エネルギー量	2000	700
	(Kcal/日)	(Kcal/昼食35%)
たんぱく質(g) 13~20(%エネルギー)	65~100	22.8~35
脂質(g) 20~30(%エネルギー)	44.4~66.7	15.6~23.3
炭水化物(g) 50~65(%エネルギー)	250~325	87.5~113.8
食物繊維(g以上) DG以上	18	6.3

栄養素	1日当たり	1食当たり
カルシウム(mg) RDA	650	228
鉄(mg) RDA	10.5	3.7
ビタミンA(μgRAE) RDA	700	245
ビタミンB ₁ (mg) RDA	0.9	0.32
ビタミンB ₂ (mg) RDA	1.2	0.42
ビタミンC(mg) RDA	100	35
食塩相当量(g未満) DG未満	6.5	2.3

※ 年齢、性別、身体活動レベルによって、エネルギー産生栄養バランスや栄養素の数値が異なる場合は、荷重平均値を計算して給与栄養目標量を定める。

※ 対象者の特性により、カルシウム、鉄、ビタミンAはEAR ERAを下回らず、UL未満の範囲とする。

※ 対象者の特性により、鉄、ビタミンB₁、B₂、CはEAR ERAを下回らない範囲とする。

p. 54 1行目 以下の通り訂正します。

訂正前： 食中毒が発生した場合、食品衛生法第58条に基づき、施設の管理責任者は次の対応を取らなければならない。

訂正後： 食中毒が発生した場合、食品衛生法第63条に基づき、施設の管理責任者は次の対応を取らなければならない。

2025年5月作成